特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第 10 条第１項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 24 年 12 月 13 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Ｔａｐ

３　代表者の氏名

尾池　三佐子

４　主たる事務所の所在地

中魚沼郡津南町大字下船渡丁 1633 番地１

５　定款に記載された目的

この法人は、人と人、世代と世代、人間と自然、地域と地域のつながりを大切にした文化活動及び地域活動を多分野で継続的かつ広域的に展開し、「人が人として自由で幸せな生活が営まれる地域社会を実現し、健全な心身の保持増進や活力に満ちた人づくりとまちづくり」に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1)　まちづくりの推進を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(4)　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5)　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動